

○新宿区学童クラブ条例施行規則

平成12年3月31日

規則第105号

改正 平成13年3月16日規則第10号

平成14年3月29日規則第58号

平成15年2月28日規則第10号

平成15年12月8日規則第122号

平成16年12月6日規則第126号

平成17年3月31日規則第33号

平成17年3月31日規則第75号

平成18年6月29日規則第88号

平成18年12月8日規則第125号

平成19年3月30日規則第36号

平成20年3月31日規則第40号

平成20年10月10日規則第122号

平成21年3月30日規則第23号

平成23年3月31日規則第40号

平成24年6月19日規則第77号

平成26年9月1日規則第49号

平成26年11月10日規則第57号

平成26年12月22日規則第66号

平成28年3月31日規則第43号

平成28年11月30日規則第82号

平成29年3月31日規則第22号

平成29年11月16日規則第48号

平成30年12月28日規則第78号

平成31年3月6日規則第7号

令和元年10月25日規則第31号

令和2年3月17日規則第7号

令和3年3月17日規則第14号

令和4年10月17日規則第66号

令和5年3月7日規則第6号
令和5年6月21日規則第53号
令和5年10月17日規則第66号
令和6年3月21日規則第16号
令和6年9月18日規則第54号
令和7年3月24日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区学童クラブ条例(平成12年新宿区条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20規則40・一部改正)

(条例第2条第2項に規定する実施場所)

第1条の2 条例第2条第2項の規定により、区長が特に必要と認める新宿区学童クラブ(以下「学童クラブ」という。)及び追加する実施場所は、別表第1のとおりとする。

(令4規則66・追加)

(定員)

第2条 学童クラブの定員は、次の各号に掲げる利用区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 定期利用(条例第3条の2第1号に規定する定期利用をいう。以下同じ。) 別表第2に定める人数
- (2) 学校休業期間利用(条例第3条の2第2号に規定する学校休業期間利用をいう。以下同じ。) 区長が別に定める人数
- (3) 土曜日定期利用(条例第3条の2第3号に規定する土曜日定期利用をいう。第5条第4項において同じ。) 区長が別に定める人数

(平26規則66・平28規則43・令4規則66・一部改正)

(延長利用時間)

第3条 条例第4条第1項第3号の規則で定める時間(以下「延長利用時間」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの日の午後6時から午後7時まで(これらの日が条例第4条第1項第1号の学校の休業日に当たるときは、午前8時から午前9時まで及び午後6時から午後7時まで)
- (2) 土曜日の午前8時から午前9時まで及び午後6時から午後7時まで

(平18規則125・全改、平28規則43・一部改正)

第4条 削除

(平26規則57)

(利用の申請)

第5条 条例第4条第1項第1号及び第2号に掲げる時間(以下「基本利用時間」という。)に、定期利用の利用区分により学童クラブを利用しようとする児童の保護者は、学童クラブ利用申請書(第1号様式)に、就労証明書その他申請事由の確認できる書類を添付して、区長に申請するものとする。

2 延長利用時間に、定期利用の利用区分により学童クラブを利用しようとする児童の保護者は、学童クラブ延長利用申請書(第2号様式)により区長に申請するものとする。

3 学校休業期間利用の利用区分により学童クラブを利用しようとする児童の保護者は、学童クラブ学校休業利用申請書(第2号の2様式)に、就労証明書その他申請事由の確認できる書類を添付して、区長に申請するものとする。

4 土曜日定期利用の利用区分により学童クラブを利用しようとする児童の保護者は、学童クラブ土曜日定期利用申請書(第2号の3様式)に、就労証明書その他申請事由の確認できる書類を添付して、区長に申請するものとする。

(平15規則122・全改、平18規則125・平26規則66・平28規則43・一部改正)

(利用の承認等)

第6条 基本利用時間に係る定期利用の利用区分による学童クラブの利用(以下「基本利用」という。)の承認又は不承認は、別に定める利用基準に基づき、決定するものとする。

2 前項の規定による決定に当たって必要があると認めるときは、保護者との面接又は家庭訪問等による調査を行うことができる。

3 延長利用時間に係る定期利用の利用区分による学童クラブの利用(以下「延長利用」という。)の承認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める承認を行う。

(1) 1月における延長利用を希望する回数が10回を超える場合 月を単位とする延長利用の承認

(2) 1月における延長利用を希望する回数が10回以下の場合 回数を単位とする延長利用の承認

4 前項の承認を受けずに児童が延長利用をした場合は、当該児童の保護者は当初から同項第2号の承認を受けたものとみなすことができる。

5 学校休業期間利用の利用区分による学童クラブの利用(以下「学校休業利用」という。)

の承認又は不承認は、第1項の利用基準に基づき、決定するものとする。

- 6 前項の規定による決定に当たって必要があると認めるときは、保護者との面接又は家庭訪問等による調査を行うことができる。
- 7 条例第3条の2第3号に規定する土曜日定期利用の利用区分による学童クラブの利用(以下「土曜日定期利用」という。)の承認又は不承認は、第1項の利用基準に基づき、決定するものとする。
- 8 前項の規定による決定に当たって必要があると認めるときは、保護者との面接又は家庭訪問等による調査を行うことができる。

(平15規則122・平18規則125・平26規則66・平28規則43・一部改正)

(利用の承認等の通知)

- 第7条 区長は、基本利用を承認したときは、学童クラブ利用承認書(第3号様式)により申請者に通知しなければならない。
- 2 区長は、申請者の希望する学童クラブに欠員がない場合は、基本利用を待機とし、学童クラブ利用待機通知書(第4号様式)により当該申請者へ通知する。
 - 3 区長は、前項の場合において、申請者の希望する学童クラブに欠員が生じたときは、当該学童クラブについて基本利用を待機とした申請者の中から、区長が別に定める優先順位に従って基本利用を承認する。
 - 4 区長は、第2項の規定にかかわらず、申請者の希望する学童クラブに欠員がない場合において、特に必要があると認めるときは、基本利用を承認することができる。
 - 5 区長は、延長利用を承認したときは、学童クラブ延長利用承認書(第5号様式)により申請者に通知しなければならない。
 - 6 区長は、学校休業利用を承認したときは、学童クラブ学校休業利用承認書(第5号の2様式)により申請者に通知しなければならない。
 - 7 第2項から第4項までの規定は、学校休業利用について準用する。この場合において、第2項中「学童クラブ利用待機通知書(第4号様式)」とあるのは「学童クラブ学校休業利用待機通知書(第5号の3様式)」と、第3項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と、第4項中「第2項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第2項」と読み替えるものとする。
 - 8 区長は、土曜日定期利用を承認したときは、学童クラブ土曜日定期利用承認書(第5号の4様式)により申請者に通知しなければならない。
 - 9 第2項から第4項までの規定は、土曜日定期利用について準用する。この場合において、

第2項中「学童クラブ利用待機通知書(第4号様式)」とあるのは「学童クラブ土曜日定期利用待機通知書(第5号の5様式)」と、第3項中「前項」とあるのは「第9項において読み替えて準用する前項」と、第4項中「第2項」とあるのは「第9項において読み替えて準用する第2項」と読み替えるものとする。

(平15規則122・平26規則57・平26規則66・平28規則43・一部改正)

(利用の不承認の通知)

第8条 区長は、基本利用を不承認としたときは、学童クラブ利用不承認通知書(第6号様式)により申請者へ通知しなければならない。

2 区長は、延長利用を不承認としたときは、学童クラブ延長利用不承認通知書(第7号様式)により申請者に通知しなければならない。

3 区長は、学校休業利用を不承認としたときは、学童クラブ学校休業利用不承認通知書(第7号の2様式)により申請者へ通知しなければならない。

4 区長は、土曜日定期利用を不承認としたときは、学童クラブ土曜日定期利用不承認通知書(第7号の3様式)により申請者へ通知しなければならない。

(平15規則122・平26規則66・平28規則43・一部改正)

(利用の承認の取消し等)

第9条 区長は、条例第10条の規定により、基本利用の承認を取り消したときは学童クラブ利用承認取消通知書(第8号様式)により、基本利用を停止したときは学童クラブ利用停止通知書(第9号様式)により、基本利用の承認を受けている保護者へ通知しなければならない。

2 区長は、条例第10条の規定により延長利用の承認を取り消したときは、学童クラブ延長利用承認取消通知書(第10号様式)により延長利用の承認を受けている保護者へ通知しなければならない。

3 区長は、条例第10条の規定により、学校休業利用の承認を取り消したときは学童クラブ学校休業利用承認取消通知書(第10号の2様式)により、学校休業利用を停止したときは学童クラブ学校休業利用停止通知書(第10号の3様式)により、学校休業利用の承認を受けている保護者へ通知しなければならない。

4 区長は、条例第10条の規定により、土曜日定期利用の承認を取り消したときは学童クラブ土曜日定期利用承認取消通知書(第10号の4様式)により、土曜日定期利用を停止したときは学童クラブ土曜日定期利用停止通知書(第10号の5様式)により、土曜日定期利用の承認を受けている保護者へ通知しなければならない。

(平15規則122・平26規則66・平28規則43・一部改正)

(申請の辞退)

第10条 基本利用の申請を辞退する児童の保護者は、学童クラブ申請辞退届(第11号様式)により区長に届け出るものとする。

2 次に掲げる場合、第5条第1項の規定による申請はなかったものとみなす。

(1) 前項の規定による届出が基本利用の承認の前になされた場合

(2) 第7条第2項に規定する場合(区長が別に定める事業を利用するために、第5条第1項の規定による申請を辞退する旨の意思表示が基本利用の承認の前になされた場合に限る。)

3 延長利用の申請を辞退する児童の保護者は、学童クラブ延長利用申請辞退届(第12号様式)により区長に届け出るものとする。

4 前項の規定による届出が延長利用の承認の前になされた場合、第5条第2項の規定による申請はなかったものとみなす。

5 学校休業利用の申請を辞退する児童の保護者は、学童クラブ学校休業利用申請辞退届(第12号の2様式)により区長に届け出るものとする。

6 次に掲げる場合、第5条第3項の規定による申請はなかったものとみなす。

(1) 前項の規定による届出が学校休業利用の承認の前になされた場合

(2) 第7条第7項において読み替えて準用する同条第2項に規定する場合(区長が別に定める事業を利用するために、第5条第3項の規定による申請を辞退する旨の意思表示が学校休業利用の承認の前になされた場合に限る。)

7 土曜日定期利用の申請を辞退する児童の保護者は、学童クラブ土曜日定期利用申請辞退届(第12号の3様式)により区長に届け出るものとする。

8 前項の規定による届出が土曜日定期利用の承認の前になされた場合、第5条第4項の規定による申請はなかったものとみなす。

(平15規則122・平26規則66・平28規則43・令5規則66・一部改正)

(利用の辞退)

第11条 基本利用を辞退する児童の保護者は、学童クラブ利用辞退届(第13号様式)により区長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出があった場合、区長は、基本利用の承認を取り消すものとする。

3 延長利用を辞退する児童の保護者は、学童クラブ延長利用辞退届(第14号様式)により区長に届け出るものとする。

- 4 前項の規定による届出があった場合、区長は、延長利用の承認を取り消すものとする。
- 5 学校休業利用を辞退する児童の保護者は、学童クラブ学校休業利用辞退届(第14号の2様式)により区長に届け出るものとする。
- 6 前項の規定による届出があった場合、区長は、学校休業利用の承認を取り消すものとする。
- 7 土曜日定期利用を辞退する児童の保護者は、学童クラブ土曜日定期利用辞退届(第14号の3様式)により区長に届け出るものとする。
- 8 前項の規定による届出があった場合、区長は、土曜日定期利用の承認を取り消すものとする。

(平15規則122・平26規則66・平28規則43・一部改正)

(利用の休止等)

第12条 児童の保護者は、別に定める基本利用の休止に関する基準(以下「基本利用休止基準」という。)に定める理由により、当該児童が、1月に連続して21日以上、基本利用をすることができない場合は、90日を限度として、当該基本利用を休止することができる。

- 2 児童の保護者は、前項の規定により基本利用を休止するときは、あらかじめ、学童クラブ利用休止届(第15号様式)により区長に届け出るものとする。
- 3 児童の保護者は、基本利用休止基準に定める理由により、当該児童が、1月に連続して21日以上、基本利用をすることができない場合で、かつ、当該基本利用をすることができない日が90日を超える場合は、あらかじめ、学童クラブ利用休止申請書(第15号の2様式)により区長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 区長は、前項の規定により申請があったときは、当該申請に係る基本利用の休止の承認又は不承認を決定し、当該申請を行った者に対し、学童クラブ利用休止(承認・不承認)通知書(第15号の3様式)によりその旨を通知するものとする。
- 5 区長は、児童の保護者が、第2項の規定による届出を行わずに、又は第3項の規定による承認を受けずに、当該児童が、1月に連続して21日以上、基本利用をしなかった場合は、条例第10条第2号の規定により、当該基本利用をしなくなった日以後の基本利用に係る承認を取り消すことができる。

(平18規則88・全改)

(利用料の納期限等)

第13条 条例第11条第1項に規定する利用料の納期限は、当該月の末日とする。

- 2 条例第11条第2項に規定する利用料の納期限は、当該月の翌月の末日とする。

3 条例第11条第3項に規定する利用料の納期限は、当該学校休業利用の期間の末日が属する月の末日とする。

4 条例第11条第4項に規定する利用料の納期限は、当該月の末日とする。

5 条例第11条第1項ただし書の規定により、利用料を徴収しない場合は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項の規定による届出を行って、又は同条第3項の規定による承認を受けて、当該月における基本利用を全て(8月にあつては、連続して21日以上)休止した場合

(2) その他区長が特に必要があると認める場合

(平15規則122・旧第12条・全改、平18規則88・平26規則66・平28規則43・平29規則48・一部改正)

(利用料の減免)

第14条 条例第12条の規定による条例第11条に規定する利用料の減額又は免除は、次の表の左欄に掲げる当該利用料の区分に応じ、同表の中欄に掲げる場合において、同表の右欄に定めるところにより行うものとする。

<p>条例第11条に規定する利用料</p>	<p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯である場合</p> <p>(2) 当該年度分の市町村民税若しくは特別区民税が非課税の世帯又は地方税法(昭和25年法律第226号)第323条の規定により当該年度分の市町村民税若しくは特別</p>	<p>免除</p>
-----------------------	---	-----------

	区民税を免除された世帯である場合	
	区長が特に必要があると認められた場合	区長が必要があると認められた額の減額又は免除
条例第11条第1項に規定する利用料	2人以上の児童が定期利用の利用区分により学童クラブを利用している世帯である場合	当該定期利用の利用区分により学童クラブを利用している児童のうち2人目以降の児童に係る利用料から2,000円の減額

(平28規則43・全改)

(利用料の減免手続)

第15条 条例第12条の規定により条例第11条に規定する利用料の減額又は免除を受けようとする保護者は、学童クラブ利用料減免申請書(第16号様式)を、区長に提出しなければならない。ただし、2人目以降の児童に係る減額の申請にあつては、この限りでない。

2 区長は、前項本文の規定により条例第11条に規定する利用料の減額又は免除の申請があつた場合は、減額又は免除の承認又は不承認を決定し、承認したときは学童クラブ利用料減免承認通知書(第17号様式)を、不承認としたときは学童クラブ利用料減免不承認通知書(第18号様式)を、当該申請者に通知しなければならない。

(平15規則122・旧第14条繰下・一部改正、平28規則43・一部改正)

(過誤納金の返還)

第16条 第14条の規定による利用料の減額又は免除により過誤納を生じた場合は、当該過誤納となった金銭の返還を受けるべき者に対し、学童クラブ利用料返還通知書(第19号様式)により通知するものとする。

(平14規則58・全改、平15規則122・旧第15条繰下・一部改正、平28規則43・一部改正)

(利用料への充当)

第17条 前条の規定により過誤納となった金銭の返還を受けるべき者に納入すべき条例第11条に規定する利用料がある場合は、当該者の同意を得て、返還額の全部又は一部を納入すべき条例第11条に規定する利用料に充当することができる。

2 区長は、前項の規定により充当する場合は、当該充当の対象者に対し、学童クラブ利用料充当通知書(第20号様式)により通知するものとする。

(平14規則58・追加、平15規則122・旧第15条の2繰下・一部改正)

(保護者の届出事項)

第18条 学童クラブを利用している児童の保護者は、条例第7条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、学童クラブ申請事項変更届(第21号様式)により区長に届け出なければならない。

(平14規則58・一部改正、平15規則122・旧第16条繰下・一部改正)

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平15規則122・旧第17条繰下、平18規則125・平20規則40・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第12条から第15条までの規定は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 第13条の規定の適用については、平成12年度の利用料の減額にあつては、この規定中「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「2,000円」とあるのは「1,000円」と、平成13年度の利用料の減額にあつては、この規定中「4,000円」とあるのは「3,000円」と、「2,000円」とあるのは「1,500円」とする。
- 3 この規則の施行前に新宿区学童クラブ事業運営要綱(平成4年1月14日3新厚管第1438号)の規定により作成された用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、平成12年6月30日まで使用することができる。

附 則(平成13年3月16日規則第10号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年2月28日規則第10号)

この規則は、平成15年3月1日から施行する。

附 則(平成15年12月8日規則第122号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の新宿区学童クラブ条例施行規則の規定は、平成16年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月6日規則第126号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴う富久小学校内学童クラブの利用の申請、承認その他の富久小学校内学童クラブの利用に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成17年3月31日規則第33号)抄

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、公布の日から施行する。

(1)から(5)まで 略

(6) 第15条中第16号様式の改正規定(「殿」を「あて」に改める部分に限る。)

- 2 この規則の施行の際、次に掲げる用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 第15条の規定による改正前の新宿区学童クラブ条例施行規則第16号様式の規定により作成した用紙

附 則(平成17年3月31日規則第75号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月29日規則第88号)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年8月25日から施行する。
- 2 この規則による改正前の新宿区学童クラブ条例施行規則第12条第1項の規定によるこの規則の施行の日以後の基本利用の休止は、この規則による改正後の新宿区学童クラブ条例施行規則第12条第1項又は第3項の規定による基本利用の休止とみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の新宿区学童クラブ条例施行規則の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成18年12月8日規則第125号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 百人町学童クラブ及び西落合学童クラブの利用(この規則による改正後の新宿区学童クラブ条例施行規則第3条各号に掲げる時間に係るものに限る。以下同じ。)の申請及び承認その他の百人町学童クラブ及び西落合学童クラブの利用に関し必要な手続並びに戸山小学校内学童クラブの利用の申請及び承認その他の戸山小学校内学童クラブの利用に関し

必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成19年3月30日規則第36号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の新宿区立児童館条例施行規則第1号様式、第2条の規定による改正前の新宿区立新宿リサイクル活動センター条例施行規則第15号様式及び第16号様式、第3条の規定による改正前の新宿区学童クラブ条例施行規則第1号様式一2並びに第4条の規定による改正前の新宿区立元気館条例施行規則第15号様式及び第16号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成20年3月31日規則第40号)抄

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、次に掲げる用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

(1)から(3)まで 略

- (4) 第20条の規定による改正前の新宿区学童クラブ条例施行規則第16号様式の規定により作成した用紙

附 則(平成20年10月10日規則第122号)

- 1 この規則中別表に四谷第六小学校内学童クラブの項を加える改正規定は平成21年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の別表の規定(北山伏学童クラブに係る部分に限る。)は平成20年3月1日から、同表の規定(東五軒町学童クラブに係る部分に限る。)は同年4月1日から適用する。

- 3 この規則による改正後の第14条第1項及び第16号様式の規定は、平成20年11月以後の月分の新宿区学童クラブの利用料(以下「利用料」という。)について適用し、同月前の月分の利用料については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第23号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第40号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月19日規則第77号)

この規則は、新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例(平成24年新宿区条例第51号)附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の日から施行する。

附 則(平成26年9月1日規則第49号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、次に掲げる用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

(1)から(8)まで 略

- (9) 第6条の規定による改正前の新宿区学童クラブ条例施行規則第16号様式の規定により作成した用紙

附 則(平成26年11月10日規則第57号)

この規則中第7条第3項の改正規定は公布の日から、別表の改正規定(「

高田馬場第二学童クラブ	新宿区立高田馬場第二児童館内 70名
	新宿区立戸塚第二小学校内 40 名

」を「

高田馬場第二学童クラブ	50名
戸塚第二小学校内学童クラブ	60名

」に改める部分に限る。)及び同表落合第一小学校内学童クラブの項の次に次のように加える改正規定は平成27年4月1日から、その他の改正規定は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成27年4月1日)

附 則(平成26年12月22日規則第66号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第16号様式、第17号様式、第19号様式及

び第20号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第43号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成28年11月30日規則第82号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第16号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成29年3月31日規則第22号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月16日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号の2様式及び第2号の3様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成30年12月28日規則第78号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月6日規則第7号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月25日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の第5号の2様式の規定により作成した学童クラブ学校休業利用承認書で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の第5号の2様式の規定により作成した学童クラブ学校休業利用承認書とみなす。

附 則(令和2年3月17日規則第7号)

この規則中別表本塩町学童クラブの項、榎町学童クラブの項、落合第一小学校内学童クラブの項及び落合第四小学校内学童クラブの項の改正規定は令和2年4月1日から、その他の規定は同年9月1日から施行する。

附 則(令和3年3月17日規則第14号)

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則(令和4年10月17日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年11月1日から施行する。

附 則(令和5年3月7日規則第6号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月21日規則第53号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定(早稲田南町学童クラブの項中「40名」を「100名」に改める部分に限る。) 令和5年11月1日
- (2) 別表第2の改正規定(落合第五小学校内学童クラブの項中「20名」を「50名」に改める部分に限る。) 令和6年2月1日
- (3) 別表第2の改正規定(高田馬場第二学童クラブの項の次に次のように加える部分に限る。) 令和6年4月1日

附 則(令和5年10月17日規則第66号)

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第10条第2項及び第6項並びに第1号様式から第2号の3様式までの改正規定並びに次項の規定 令和5年11月15日
 - (2) 別表第1及び別表第2の改正規定 令和6年4月1日

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第10条第2項(第2号に係る部分に限る。)及び第6項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる基本利用の申請及び学校休業利用の申請について適用する。

附 則(令和6年3月21日規則第16号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定(北新宿第二学童クラブの項を次のように改める部分に限る。) 令和7年1月1日

(2) 別表第2の改正規定(四谷第六小学校内学童クラブの項の次に次のように加える部分及び戸山小学校内学童クラブの項中「55名」を「93名」に改める部分に限る。) 令和7年4月1日

附 則(令和6年9月18日規則第54号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月24日規則第17号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定(北新宿第一学童クラブの項を次のように改める部分に限る。) 令和8年1月1日

(2) 別表第2の改正規定(前号に掲げる部分を除く。) 令和8年4月1日

別表第1(第1条の2関係)

(令4規則66・追加・一部改正、令5規則53・令5規則66・令6規則16・令7規則17・一部改正)

学童クラブ	実施場所
四谷第六小学校内学童クラブ	東京都新宿区大京町26番地
北山伏学童クラブ	東京都新宿区北山伏町2番12号
東五軒町学童クラブ	東京都新宿区東五軒町5番19号
早稲田南町学童クラブ	東京都新宿区喜久井町20番地
落合第一小学校内学童クラブ	東京都新宿区中落合二丁目7番24号
柏木小学校内学童クラブ	東京都新宿区北新宿二丁目3番7号
淀橋第四小学校内学童クラブ	東京都新宿区北新宿三丁目20番2号

別表第2(第2条関係)

(平23規則40・全改、平24規則77・平26規則57・平29規則22・平30規則78・平31規則7・令2規則7・令3規則14・一部改正、令4規則66・旧別表・一部改正、令5規則6・令5規則53・令5規則66・令6規則16・令6規則54・令7規則17・一部改正)

名称	定員
信濃町学童クラブ	81名
本塩町学童クラブ	60名

四谷第六小学校内学童クラブ	65名
花園小学校内学童クラブ	56名
北山伏学童クラブ	120名
細工町学童クラブ	124名
東五軒町学童クラブ	170名
榎町学童クラブ	51名
薬王寺学童クラブ	113名
早稲田南町学童クラブ	100名
鶴巻小学校内学童クラブ	49名
富久小学校内学童クラブ	62名
富久町学童クラブ	46名
余丁町学童クラブ	38名
東戸山小学校内学童クラブ	101名
大久保小学校内学童クラブ	35名
子ども総合センター内学童クラブ	65名
戸山小学校内学童クラブ	93名
百人町学童クラブ	62名
高田馬場第一学童クラブ	74名
高田馬場第二学童クラブ	50名
戸塚第一小学校内学童クラブ	60名
戸塚第二小学校内学童クラブ	60名
落合第一小学校内学童クラブ	146名
落合第四小学校内学童クラブ	113名
上落合学童クラブ	73名
落合第五小学校内学童クラブ	50名
中井学童クラブ	20名
西落合学童クラブ	130名
柏木小学校内学童クラブ	106名
淀橋第四小学校内学童クラブ	80名
西新宿学童クラブ	85名

第1号様式(第5条関係)

学童クラブ利用申請書

利用希望児童名等

受付 番号	番号	ふりがな	学 校 名	学 年	利用希望学童クラブ	
		児 童 氏 名	生 年 月 日			
	1		小学校	年	第1 希望	
			年 月 日	生	第2 希望	
	2		小学校	年	第1 希望	
			年 月 日	生	第2 希望	
	3		小学校	年	第1 希望	
			年 月 日	生	第2 希望	

※ 学年は、利用する年度の学年を記入してください。

新宿区長 宛て

上記の児童について、学童クラブの利用申請をします。

申 請 者 (保 護 者)		申請日	年 月 日
住所	〒	ふりがな	
電話			
申請理由(具体的に)			
<input type="checkbox"/> 希望する学童クラブに欠員がない場合は、 <input type="checkbox"/> 小ひろばプラスを利用します。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。			
<input type="checkbox"/> 希望する学童クラブに欠員がない場合は、 <input type="checkbox"/> ひろばプラスは利用しません。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。			
②①で「ひろばプラスを利用します」を選択した場合は、該当する項目の□にチェック(レ)を入れてください。			
<input type="checkbox"/> 当該児童に係る学童クラブ利用申請を 取り下げます。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。		<input type="checkbox"/> 当該児童に係る学童クラブ利用申請を 取り下げません。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。	

※ 太線の枠内の事柄について記入してください。

◆児童の状況			受付番号		
児童名	新入生 の場合	卒園保育(幼稚・ 子ども)園名			
	転校生 の場合	前 学 校 名			
健康状態・発育状況等についての特記事項 (アレルギーの原因となるもの・対処方法等)					
児童名	新入生 の場合	卒園保育(幼稚・ 子ども)園名			
	転校生 の場合	前 学 校 名			
健康状態・発育状況等についての特記事項 (アレルギーの原因となるもの・対処方法等)					
児童名	新入生 の場合	卒園保育(幼稚・ 子ども)園名			
	転校生 の場合	前 学 校 名			
健康状態・発育状況等についての特記事項 (アレルギーの原因となるもの・対処方法等)					
◆保護者及び同居の家族の状況(利用開始予定時の学年・年齢で記入してください。)					
ふりがな	続柄	年齢	勤 務 先 在 学 校 (園) 名 ・ 学 年 等	勤務先電話番号 携帯電話番号	通勤時間 (片道)
氏 名					分
					分
					分
					分
					分
					分
					分

※ 太線の枠内の事柄について記入してください。

第2号様式(第5条関係)

学童クラブ延長利用申請書

ふりがな 児童氏名	延長利用内容	延長利用希望月	延長利用料金
-----	月を単位とする利用	月 ~ 月	1月 2,000 円
	回数を単位とする利用	月 ~ 月	1回 200 円
-----	月を単位とする利用	月 ~ 月	1月 2,000 円
	回数を単位とする利用	月 ~ 月	1回 200 円
-----	月を単位とする利用	月 ~ 月	1月 2,000 円
	回数を単位とする利用	月 ~ 月	1回 200 円

新宿区長 宛て

上記のとおり、学童クラブの延長利用申請をします。

申請者 (保護者)		申請日	年 月 日
住所	〒	ふりがな	-----
		氏名	
電話			

※ 太線の枠内の事柄について記入してください。

第2号の2様式(第5条関係)

学童クラブ学校休業利用申請書

利用希望児童名等

受付 番号	番号	ふりがな	学 校 名	学 年	利用希望学童クラブ		利用希望期間
		児 童 氏 名	生 年 月 日				
	1		小学校	年	第1希望		春季(4月) 夏季(7月)・夏季(8月)
			年 月 日 生	第2希望	冬季 春季(3月)		
	2		小学校	年	第1希望		春季(4月) 夏季(7月)・夏季(8月)
			年 月 日 生	第2希望	冬季 春季(3月)		
	3		小学校	年	第1希望		春季(4月) 夏季(7月)・夏季(8月)
			年 月 日 生	第2希望	冬季 春季(3月)		

※ 学年は、利用する年度の学年を記入してください。

※ 利用希望期間は、希望するものに○を付けてください。

新宿区長 宛て

上記の児童について、学童クラブの学校休業利用申請をします。

申 請 者 (保 護 者)		申請日	年 月 日				
住所	〒	ふりがな					
		氏名					
電話							
申請理由(具体的に)							
<p>①4年生以上の利用希望児童を含む場合は、該当する項目の□にチェック(レ)を入れてください。</p> <table border="1"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 希望する学童クラブに欠員がない場合は、 小ひろばプラスを利用します。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 希望する学童クラブに欠員がない場合は、 ひろばプラスは利用しません。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。 </td> </tr> </table> <p>②①で「ひろばプラスを利用します」を選択した場合は、該当する項目の□にチェック(レ)を入れてください。</p> <table border="1"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 当該児童に係る学童クラブ利用申請を 取り下げます。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 当該児童に係る学童クラブ利用申請を 取り下げません。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。 </td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> 希望する学童クラブに欠員がない場合は、 小ひろばプラスを利用します。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。	<input type="checkbox"/> 希望する学童クラブに欠員がない場合は、 ひろばプラスは利用しません。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。	<input type="checkbox"/> 当該児童に係る学童クラブ利用申請を 取り下げます。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。	<input type="checkbox"/> 当該児童に係る学童クラブ利用申請を 取り下げません。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。
<input type="checkbox"/> 希望する学童クラブに欠員がない場合は、 小ひろばプラスを利用します。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。	<input type="checkbox"/> 希望する学童クラブに欠員がない場合は、 ひろばプラスは利用しません。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。						
<input type="checkbox"/> 当該児童に係る学童クラブ利用申請を 取り下げます。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。	<input type="checkbox"/> 当該児童に係る学童クラブ利用申請を 取り下げません。 【番号： 1・2・3】 対象児童の番号に○を付けてください。						

※ 太線の枠内の事柄について記入してください。

◆児童の状況			受付番号		
児童名	新入生 の場合	卒園保育(幼 稚・子ども)園名			
	転校生 の場合	前学 校 名			
健康状態・発育状況等 についての特記事項 (アレルギーの原因と なるもの・対処方法等)					
児童名	新入生 の場合	卒園保育(幼 稚・子ども)園名			
	転校生 の場合	前学 校 名			
健康状態・発育状況等 についての特記事項 (アレルギーの原因と なるもの・対処方法等)					
児童名	新入生 の場合	卒園保育(幼 稚・子ども)園名			
	転校生 の場合	前学 校 名			
健康状態・発育状況等 についての特記事項 (アレルギーの原因と なるもの・対処方法等)					
◆保護者及び同居の家族の状況(利用開始予定時の学年・年齢で記入してください。)					
ふりがな	続柄	年齢	勤 務 先 在学 校 (園) 名・学年等	勤務先電話番号 携帯電話番号	通勤時間 (片道)
氏 名					分
					分
					分
					分
					分
					分
					分

※ 太線の枠内の事柄について記入してください。

第2号の3様式(第5条関係)

学童クラブ土曜日定期利用申請書

利用希望児童名等

受付 番号	ふりがな	学 校 名	学 年	利用希望学童クラブ	
	児 童 氏 名	生 年 月 日			
		小学校	年	第1 希望	
		年 月 日 生		第2 希望	
		小学校	年	第1 希望	
		年 月 日 生		第2 希望	
		小学校	年	第1 希望	
		年 月 日 生		第2 希望	

※ 学年は、利用する年度の学年を記入してください。

新宿区長 宛て

上記の児童について、学童クラブの土曜日定期利用申請をします。

申 請 者 (保 護 者)		申請日	年 月 日
住所	〒	ふりがな	
電話			
申請理由(具体的に)			

※ 太線の枠内の事柄について記入してください。

◆児童の状況			受付番号		
児童名	新入生 の場合	卒園保育(幼稚・ 子ども)園名			
	転校生 の場合	前 学 校 名			
健康状態・発育状況等についての特記事項 (アレルギーの原因となるもの・対処方法等)					
児童名	新入生 の場合	卒園保育(幼稚・ 子ども)園名			
	転校生 の場合	前 学 校 名			
健康状態・発育状況等についての特記事項 (アレルギーの原因となるもの・対処方法等)					
児童名	新入生 の場合	卒園保育(幼稚・ 子ども)園名			
	転校生 の場合	前 学 校 名			
健康状態・発育状況等についての特記事項 (アレルギーの原因となるもの・対処方法等)					
◆保護者及び同居の家族の状況(利用開始予定時の学年・年齢で記入してください。)					
ふりがな	続柄	年齢	勤 務 先 在 学 校 (園) 名 ・ 学 年 等	勤務先電話番号 携帯電話番号	通勤時間 (片道)
氏 名					分
					分
					分
					分
					分
					分
					分

※ 太線の枠内の事柄について記入してください。

第3号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ利用承認書

あなたから申請のありました学童クラブの利用については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

児 童 名	学 童 ク ラ ブ 名	承 認 期 間	利 用 料
	学童クラブ	～ 年 月 日 年 月 日	1か月 円
	学童クラブ	～ 年 月 日 年 月 日	1か月 円
	学童クラブ	～ 年 月 日 年 月 日	1か月 円
合	計	1か月	円

第4号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ利用待機通知書

あなたから申請のありました 学童クラブの利用について
は、下記のとおり利用待機となりましたので通知します。
なお、利用が可能となった場合は通知します。

記

児 童 氏 名	
理 由	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ延長利用承認書

あなたから申請のありました学童クラブの延長利用については、下記のとおり承認することに決定しました。

記

児童名	学童クラブ名
	学童クラブ
承認期間	利用料
月を単位とする利用 年 月 日 ～ 年 月 日	1月 2,000円
回数を単位とする利用 年 月 日 ～ 年 月 日	1回 200円

第5号の2様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ学校休業利用承認書

あなたから申請のありました学童クラブの学校休業利用については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

児童名	学童クラブ名
	学童クラブ
承認期間	利用料
年 月 日 ~ 年 月 日	円
年 月 日 ~ 年 月 日	円
年 月 日 ~ 年 月 日	円
年 月 日 ~ 年 月 日	円
年 月 日 ~ 年 月 日	円

第5号の3様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ学校休業利用待機通知書

あなたから申請のありました 学童クラブの学校休業利用に
ついては、下記のとおり利用待機となりましたので通知します。
なお、利用が可能となった場合は、通知します。

記

児 童 氏 名	
理 由	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号の4様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ土曜日定期利用承認書

あなたから申請のありました学童クラブの土曜日定期利用については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

児童名	学童クラブ名	
	学童クラブ	
承認期間	利用料	
年 月 日 ~ 年 月 日	円	

第5号の5様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ土曜日定期利用待機通知書

あなたから申請のありました 学童クラブの土曜日定期利用
については、下記のとおり利用待機となりましたので通知します。
なお、利用が可能となった場合は、通知します。

記

児 童 氏 名	
理 由	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ利用不承認通知書

あなたから申請のありました学童クラブの利用については、審査の結果、下記のとおり不承認となりましたので通知します。

記

児 童 氏 名	
理 由	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ延長利用不承認通知書

あなたから申請のありました学童クラブの延長利用については、下記のとおり不承認することに決定しました。

理由

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号の2様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ学校休業利用不承認通知書

あなたから申請のありました学童クラブの学校休業利用については、審査の結果、下記のとおり不承認となりましたので通知します。

記

児 童 氏 名	
理 由	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号の3様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ土曜日定期利用不承認通知書

あなたから申請のありました学童クラブの土曜日定期利用については、審査の結果、下記のとおり不承認となりましたので通知します。

記

児 童 氏 名	
理 由	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ利用承認取消通知書

年 月 日に承認した学童クラブの利用については、下記のとおり承認を取り消しましたので通知します。

記

児 童 氏 名	
利用学童クラブ	
理 由	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ利用停止通知書

年 月 日に承認した学童クラブの利用については、下記のとおり利用を停止しましたので通知します。

記

児 童 氏 名	
利用学童クラブ	
理 由	
停 止 期 間	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ延長利用承認取消通知書

あなたから申請のありました学童クラブの延長利用については、下記のとおり承認を取り消すことに決定しました。

取消理由

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 10 号の 2 様式(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ学校休業利用承認取消通知書

年 月 日付けで承認した学童クラブの学校休業利用については、下記
のとおり承認を取り消しましたので通知します。

記

児 童 氏 名	
利用学童クラブ	
理 由	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 10 号の 3 様式(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ学校休業利用停止通知書

年 月 日付けで承認した学童クラブの学校休業利用については、下記
のとおり利用を停止しましたので通知します。

記

児 童 氏 名	
利用学童クラブ	
理 由	
停 止 期 間	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 10 号の 4 様式(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ土曜日定期利用承認取消通知書

年 月 日付けで承認した学童クラブの土曜日定期利用については、下記のとおり承認を取り消しましたので通知します。

記

児 童 氏 名	
利用学童クラブ	
理 由	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 10 号の 5 様式(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ土曜日定期利用停止通知書

年 月 日付けで承認した学童クラブの土曜日定期利用については、下記のとおり利用を停止しましたので通知します。

記

児 童 氏 名	
利用学童クラブ	
理 由	
停 止 期 間	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式(第10条関係)

学 童 ク ラ ブ 申 請 辞 退 届

児 童 名	
児 童 名	
児 童 名	

新宿区長 あて

上記の児童について、学童クラブの申請を取り下げます。

届 出 日	年 月 日
-------	-------------

届 出 者 (保 護 者)			
氏 名		児童との 続 柄	
住 所	〒 —		
電 話 番 号			

第12号様式(第10条関係)

学童クラブ延長利用申請辞退届

新宿区長 宛て

		届出日	年	月	日
児童名					
上記の児童については、年 月 から 年 月 まで 学 童クラブの延長利用の申請を辞退します。					
届出者(保護者)					
氏名			児童との 続柄		
住所	〒 —				
電話番号					
利用辞退理由(具体的に) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____					

第12号の2様式(第10条関係)

学童クラブ学校休業利用申請辞退届

児 童 名	
児 童 名	
児 童 名	

新宿区長 宛て

上記の児童について、学童クラブの学校休業利用の申請を辞退します。

届 出 日	年 月 日
-------	-------

届 出 者 (保 護 者)			
氏 名		児童との 続 柄	
住 所	〒 ー		
電 話 番 号			

第12号の3様式(第10条関係)

学 童 ク ラ ブ 土 曜 日 定 期 利 用 申 請 辞 退 届

児 童 名	
児 童 名	
児 童 名	

新宿区長 宛て

上記の児童について、学童クラブの土曜日定期利用の申請を辞退します。

届 出 日	年 月 日
-------	-------

届 出 者 (保 護 者)			
氏 名		児童との 続 柄	
住 所	〒 ー		
電 話 番 号			

第14号様式(第11条関係)

学童クラブ延長利用辞退届

新宿区長 宛て

		届出日	年	月	日
児童名					
上記の児童については、年 月 から 年 月 まで 学 童クラブの延長利用を辞退します。					
届出者(保護者)					
氏名			児童との 続柄		
住所	〒 —				
電話番号					
利用辞退理由(具体的に) _____ _____ _____ _____ _____ _____					

第 14 号の 2 様式(第 11 条関係)

学 童 ク ラ ブ 学 校 休 業 利 用 辞 退 届

新宿区長 宛て

		届出日	年 月 日	
児童名		児童名		児童名
上記の児童については、 年 月 日をもって _____学童クラブの学校休業利用を辞退します。				
※ 辞退する日までを、学童クラブ利用の承認を受けている日とします。 ※ 届出日より前に遡って辞退することはできません。				
届 出 者(保 護 者)				
氏 名				児童との 続 柄
住 所	〒 _____			
電話番号				
利用辞退理由(具体的に) _____ _____ _____ _____ _____ _____				

第 14 号の 3 様式(第 11 条関係)

学 童 ク ラ ブ 土 曜 日 定 期 利 用 辞 退 届

新宿区長 宛て

		届出日		年 月 日	
児童名		児童名		児童名	
上記の児童については、 年 月 日をもって _____ 学童クラブの土曜日定期利用を辞退します。 ※ 辞退する日までを、学童クラブ利用の承認を受けている日とします。 ※ 届出日より前に遡って辞退することはできません。					
届 出 者(保 護 者)					
氏 名				児童との 続 柄	
住 所	〒 _____				
電話番号					
利用辞退理由(具体的に) _____ _____ _____ _____ _____ _____					

第15号様式(第12条関係)

学童クラブ利用休止届

新宿区長 あて

		届出日		年 月 日	
児童名		児童名		児童名	
上記の児童については、 年 月 日から 年 月 日まで _____学童クラブの利用を休止します。					
届出者(保護者)					
氏名				児童との 続柄	
住所	〒 _____				
電話番号					
利用休止理由(具体的に) _____ _____ _____ _____ _____					

第15号の2様式(第12条関係)

学童クラブ利用休止申請書

新宿区長 へ

児童氏名		申請日		年 月 日	
児童氏名		児童氏名		児童氏名	
上記の児童については、 年 月 日から 年 月 日まで 学童クラブの基本利用を休止したいので、申請します。					
申請者(保護者)					
氏名				児童との続柄	
住所 電話番号	〒 —				
利用休止理由(具体的に)					

第15号の3様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ利用休止(承認・不承認)通知書

あなたから申請のありました学童クラブの基本利用の休止については、下記のとおり(承認・不承認)することに決定しました。

記

1 承認

児童氏名	
学童クラブ名	学童クラブ
休止の承認の期間	年 月 日～ 年 月 日

2 不承認

児童氏名	
学童クラブ名	学童クラブ
休止を承認しない理由	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において新宿区を代表する者は新宿区長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

学童クラブ利用料減免申請書

年 月 日

新 宿 区 長 宛て

保護者 住 所
ふりがな
氏 名
個人番号

下記のとおり学童クラブ利用料の減額又は免除を申請します。

	児 童 名	個人番号 (申請理由が2の場合のみ記入)	学童クラブ名	学年
1			学童クラブ	
2			学童クラブ	
3			学童クラブ	

申請理由 (該当理由に○印)

- 生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯であるため
- 当該年度分の市町村民税若しくは特別区民税が非課税の世帯又は当該年度分の市町村民税若しくは特別区民税を免除された世帯であるため
-

※ 申請理由に該当するか否か個人番号を利用して確認させていただきます。

上記申請に係る保護者・児童を除く同一世帯員全員の状況 (申請理由が2の場合のみ記入)

ふりがな 氏 名	続柄	生 年 月 日	個 人 番 号
		(歳) 年 月 日	
		(歳) 年 月 日	
		(歳) 年 月 日	
		(歳) 年 月 日	
		(歳) 年 月 日	

同 意 欄

私は、私の世帯の市町村民税又は特別区民税の課税状況の確認について、個人番号を利用して、
が、 の保管している課税台帳により行うことに同意します。
また、減額又は免除の申請が承認されたことにより過誤納金が生じた場合において、他の月の納付すべき利用料があるときは、当該過誤納金を当該利用料に充当することに同意します。

保護者氏名

第 17 号様式(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ利用料減免承認通知書

あなたから申請のありました学童クラブ利用料の減額又は免除については、下記のとおり承認したので通知します。

記

免除

児 童 名	学 童 ク ラ ブ 名	免 除 す る 期 間
	学童クラブ	年 月 日 ～ 年 月 日
	学童クラブ	年 月 日 ～ 年 月 日
	学童クラブ	年 月 日 ～ 年 月 日

減額

児 童 名	学 童 ク ラ ブ 名	減 額 す る 期 間	減 額 後 の 利 用 料
	学童クラブ	年 月 日 ～ 年 月 日	円
	学童クラブ	年 月 日 ～ 年 月 日	円
	学童クラブ	年 月 日 ～ 年 月 日	円
合	計		円

第18号様式(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

学童クラブ利用料減免不承認通知書

あなたから申請のありました学童クラブ利用料の減額又は免除については、不承認としましたので通知します。

理由

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第20号様式(第17条関係)

第 号
年 月 日

〒

様

新宿区長

学童クラブ利用料充当通知書

既に納入された学童クラブ利用料について、下記のとおり納め過ぎになっていますので
充当します。

記

年度 分	充当額	充当児童	充当先
合 計			

第21号様式(第18条関係)

学童クラブ申請事項変更届

新宿区長 あて

		届出日	年 月 日	
児童名		児童名		児童名
届出者(保護者)氏名			児童との続柄	
下記のとおり、申請事項に変更が生じたので、届け出ます。				
変更事項 (該当する項目に○をつけてください。)	1 住所 2 電話番号/携帯電話番号 3 氏名 4 勤務先 5 就労状況 6 学校 7 家族状況 8 その他()			
変更が生じた方	1 同居する家族全員 2 学童クラブ利用児童本人 3 父 4 母 5 その他()			
変更後の内容	※ 保護者の勤務先、就労状況が変わった場合は、 <u>通勤時間</u> もご記入ください。また、 <u>就労証明書</u> を添付してください。			
変更年月日	年 月 日			

転居等に伴い、下記のとおり学童クラブの変更を希望します。

希望する学童クラブ名	学童クラブ
------------	-------

第1号様式(第5条関係)

(令5規則66・全改)

第2号様式(第5条関係)

(令5規則66・全改)

第2号の2様式(第5条関係)

(令5規則66・全改)

第2号の3様式(第5条関係)

(令5規則66・全改)

第3号様式(第7条関係)

(平15規則122・旧第2号様式繰下・一部改正)

第4号様式(第7条関係)

(平15規則122・旧第3号様式繰下・一部改正、平17規則75・平28規則43・一部改正)

第5号様式(第7条関係)

(平28規則43・全改)

第5号の2様式(第7条関係)

(令元規則31・全改)

第5号の3様式(第7条関係)

(平26規則66・追加、平28規則43・一部改正)

第5号の4様式(第7条関係)

(平28規則43・追加)

第5号の5様式(第7条関係)

(平28規則43・追加)

第6号様式(第8条関係)

(平15規則122・旧第4号様式繰下・一部改正、平17規則75・平28規則43・一部改正)

第7号様式(第8条関係)

(平15規則122・追加、平17規則75・平28規則43・一部改正)

第7号の2様式(第8条関係)

(平26規則66・追加、平28規則43・一部改正)

第7号の3様式(第8条関係)

(平28規則43・追加)

第8号様式(第9条関係)

(平15規則122・旧第5号様式繰下・一部改正、平17規則75・平28規則43・一部改正)

第9号様式(第9条関係)

(平15規則122・旧第6号様式繰下・一部改正、平17規則75・平28規則43・一部改正)

第10号様式(第9条関係)

(平15規則122・追加、平17規則75・平28規則43・一部改正)

第10号の2様式(第9条関係)

(平26規則66・追加、平28規則43・一部改正)

第10号の3様式(第9条関係)

(平26規則66・追加、平28規則43・一部改正)

第10号の4様式(第9条関係)

(平28規則43・追加)

第10号の5様式(第9条関係)

(平28規則43・追加)

第11号様式(第10条関係)

(平15規則122・旧第7号様式・全改、平18規則88・一部改正)

第12号様式(第10条関係)

(平15規則122・追加、平18規則88・平28規則43・一部改正)

第12号の2様式(第10条関係)

(平26規則66・追加)

第12号の3様式(第10条関係)

(平28規則43・追加)

第13号様式(第11条関係)

(平15規則122・旧第8号様式・全改、平18規則88・一部改正)

第14号様式(第11条関係)

(平15規則122・追加、平18規則88・平28規則43・一部改正)

第14号の2様式(第11条関係)

(平26規則66・追加)

第14号の3様式(第11条関係)

(平28規則43・追加)

第15号様式(第12条関係)

(平15規則122・追加、平18規則88・一部改正)

第15号の2様式(第12条関係)

(平18規則88・追加)

第15号の3様式(第12条関係)

(平18規則88・追加、平28規則43・一部改正)

第16号様式(第15条関係)

(平28規則82・全改)

第17号様式(第15条関係)

(平28規則43・全改)

第18号様式(第15条関係)

(平15規則122・旧第11号様式繰下・一部改正、平17規則75・平28規則43・一部改正)

第19号様式(第16条関係)

(平14規則58・追加、平15規則122・旧第12号様式繰下・一部改正、平26規則66・一部改正)

第20号様式(第17条関係)

(平14規則58・追加、平15規則122・旧第13号様式繰下・一部改正、平26規則66・一部改正)

第21号様式(第18条関係)

(平15規則122・旧第14号様式・全改、平18規則88・一部改正)